

交通安全 ぐんま

2022.4 第328号



(公財) 群馬県交通安全協会
群馬県交通安全活動推進センター



第40回交通安全写真コンクール入選作品 (県安協理事長賞) 撮影 茂木智穂氏(前橋)

春の全国交通安全運動

運動期間 4月6日(水)～4月15日(金)

令和4年 春の全国交通安全運動



令和3年度J A共済群馬県小・中学生交通安全ポスターコンクール入賞作品
伊勢崎市立宮郷第二小学校（入賞当時3年生） 武井梓紗さんの作品

春の全国交通安全運動が、群馬県交通対策協議会主催の下、関係機関・団体・協賛団体等が相互に連携を図りながら実施されます。

一 運動期間

四月六日(水)～四月一五日(金)
交通事故死ゼロを目指す日

四月一〇日(日)

二 運動の目的

広く県民に交通安全思想と正しい交通ルール・マナーの普及・浸透を図り、交通事故を防止する。

三 運動スローガン

◎年間スローガン
「大丈夫！」 自己の過信が事故招く

◎サブスローガン
ちいさなて きづいて ぼくがわたります

四 運動の重点

① 子供を始めとする歩行者の安全確保

子供は

● 道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断す

る意思を明確に伝え、左右の安全確認を行い、飛び出しや車の直前・直後の横断はしない。また、道路では遊ばない。

● 信号待をするときは、車道から離れた歩道の端など、より安全な場所待つ。また、信号が青に変わっても直ぐに横断せず、周囲の安全を確認し、車の動きに注意しながら横断する。

高齢者は

● 加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育を積極的に受講する。

● 道路を横断するときは信号機や横断歩道のある場所を利用し、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、左右の安全を確認しながら横断する。特に、左側から進行して来る車に注意する。

一般歩行者は

● 横断歩道を渡ることや信号機に従うことなど、基本的な交通ルールを守る。

● 道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断する。

● 夕暮れ時や夜間は「車から見にくい」ことを意識し、外出時は反射材や明るく目立つ色の服等を着用する。

保育所・幼稚園・学校等では

● 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。

● PTA等と協力して、通学路等における安全指導、保護誘導活動及び通学路の安全点検を実施する。

家庭・地域では

● 子供や高齢者が出掛けるときは、自動車等に注意するよう「声かけ」を行う。

職場では

● 朝礼等を通じて子供や高齢者の行動特性を理解させ、危険行動を予防する。

測した安全運転について指導する。

② 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

一般運転者とは

● 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努める。

● 横断歩道等においては、歩行者等の優先を徹底する。

● 横断歩道等に歩行者等がいなくても明らかな場合を除いて、直前で停止可能な速度で進行する。

● 運転中のスマートフォン等の使用等は絶対にしない。

● 運転者は、自身はもちろんのこと後部座席を含めた同乗者にシートベルトを着用させる。また、幼児・児童を同乗させるときは、子供の発育に応じたチャイルドシートやジュニアシートを正しく使用する。

● 交通事故や妨害運転(いわゆる「あおり運転」)に遭った場合に備えて、ドライブレコーダーの設置に努める。

● 歩行者や自転車等を早期に発見できるように早めにライトを点灯するとともに、夜間の対向車や先行車がない状況では、ライト上向きを実践する。

高齢運転者・同乗者は

● 交通安全教室に積極的に参加するとともに、運転適性検査や高齢者講習など加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を理解する。

● 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車(略称「サポカー」)の体験乗車等により、サポカーの有用性を理解する。

● 短い距離の運転でも、シートベルトを必ず着用する。

● 身体機能の変化により、安全運転に不安を感じた場合は、安全運転

相談ダイヤル(＃8080)を利用し、運転免許証の自主返納を検討する。

職場・学校・家庭・地域では

● 「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」づくりを促進する。

● 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用を促進する。

● 車で出かける家族に、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートを着用するよう声をかける。

安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが「義務化」されます。

令和4年4月より

- 運転前後の運転者の状態を直接目で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること
- 運転者の酒気帯びの有無を確認し、アルコール検知器を用いて行うこと
- アルコール検知器を「定検報告に活用」すること

③ 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

利用者は

● 群馬県交通安全条例に基づき、自転車保険に加入するとともに、乗車用ヘルメットの着用に努める。

● 自転車は車両であること再認識し、自転車の交通ルール(信号に従うこと、一時停止標識に従い停止すること、原則車道の左側を通行すること、夜間は前照灯を点灯することなど)を守って運転する。

● 自転車の安全を確保するために

定期的な点検整備を行う。

家庭・学校・職場では

● 自転車事故の危険性や正しい通行方法などについて話し合い、交通ルールの遵守を徹底する。

● 一三歳未満の子供を自転車に乗せるときは、自転車用ヘルメットを着用させる。

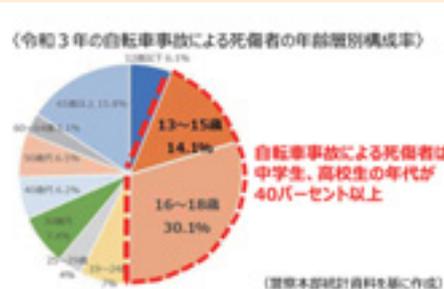
● 幼児を幼児用座席に乗車させるときはシートベルトを着用させる。乗車用ヘルメットの必要性和安全性についての理解を促すための指導や教育を行う。

● 群馬県交通安全条例に基づき、通学に自転車を利用している児童・生徒に対し、自転車保険加入の有無を確認するよう努め、加入していないことが分かったときは、自転車保険に関する情報を提供するよう努める。

● 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、配達員に交通ルールを遵守するよう呼び掛ける。

自転車販売店は

● 群馬県交通安全条例に基づき、自転車購入者に対し、自転車保険加入の有無を確認するよう努め、加入していないことが分かったときは、自転車保険に関する情報を提供するよう努める。



群馬県交通安全功労者等表彰

優良交通指導員一四一名を特別表彰
交通功労一一人・団体・個人一四一名を表彰

- 令和三年度「群馬県交通安全大会」の開催は、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となりましたが、群馬県交通安全功労者表彰は行われました。
- 知事から交通安全功労者表彰に功労のあつた五市町の交通安全協議会に対する表彰をはじめ、学童・園児の保護誘導に携わるなど、永年、地域の交通安全防止活動に貢献された優良交通指導員に対する特別表彰が伝達されました。
- 警察本部長・安協理事長連名では、交通安全功労団体及び個人に感謝状が伝達されました。
- 受賞された団体・個人の方は次のとおりです（敬称略）
- ◆交通安全功労者表彰**
群馬県知事表彰
- 表彰状（市町村）
 - 前橋市交通安全協議会
 - 伊勢崎市交通安全協議会
 - 太田市交通安全協議会
 - 沼田市交通安全協議会
 - 神流町交通安全協議会
 - 金章（個人）
 - 前橋市 齊藤 勝久 他 六名
 - 銀章（個人）
 - 伊勢崎市 原田 文男 他 六名
- ◆優良交通指導員に対する特別表彰**
群馬県知事表彰
- 銅章（個人）
 - 館林市 松本 清 他 一一名
 - 表彰状（個人）
 - 富岡市 關谷 敏正 他 四二名
 - 感謝状
 - 甘楽町 伊藤 雄一 他 六六名
 - 特別表彰（退任）
 - 前橋市 猪熊 正男 他 四名
- ◆令和三年度交通安全功労者表彰**
群馬県知事表彰
- 表彰状（個人）
 - 高崎市 福田 聡子 他 二〇名
 - 感謝状（団体）
 - 渋川地区交通安全協会女性部 他 三団体
 - 感謝状（個人）
 - 太田市 小川 昌宏 他 四四名
- ◆令和三年度交通安全功労者表彰**
県警本部長・県安協理事長連名表彰
- 感謝状（団体）
 - 前橋交通安全協会平和町二丁目支部 他 六団体
 - 感謝状（個人）
 - 藤岡地区 町田 勤 他 七四名



表彰を受けた入賞者の皆さん

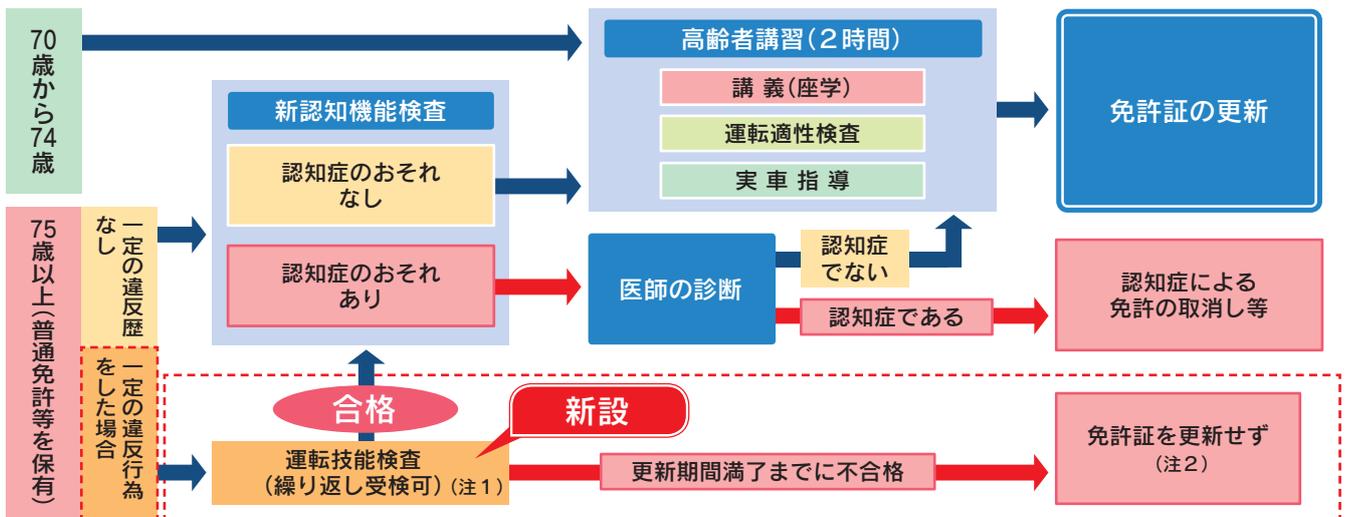
交通安全写真コンクール・高齢者交通事故防止ポスターコンクール 入選者表彰式（県安協）

一二月四日、群馬県交通安全協会大会議室において、群馬県交通安全協会主催の第四十回交通安全写真コンクール及び第一回高齢者交通事故防止ポスターコンクール入賞者に対する表彰式が開催されました。

はじめに県安協岡田専務理事から主催者挨拶があり、続いて、各コンクール部門の入選者表彰並びにコンクール多数応募校に対して感謝状が伝達されました。

最後に、県安協小田切事務局長からコンクールに対する講評がありました。

令和4年5月13日以降の改正道路交通法「高齢運転者対策」 令和4年5月13日施行



※ 一定の違反（11種類） 信号無視・通行区分違反・通行帯違反等・速度超過・横断等禁止違反（Uターン等）・踏切不停止や遮断踏切入り・交差点右左折方法違反等・交差点安全進行義務違反等・横断歩行者等妨害等・安全運転義務違反・携帯電話使用等

注1 運転技能検査は、実車による技能検査（不合格の際は何度でも再受験可能）

注2 運転技能検査で不合格になっても、原付・小特免許は希望により継続

※ 新認知機能検査は、認知症のおそれの有無のみ判定 ①絵を覚えて、後でどんな絵か回答 ②検査日の日付・曜日・時間を回答

※ 安全運転サポート車（サボカー）限定免許の創設（申請による運転免許の条件付与等の規定の整備）

各地区の交通安全活動

高崎



交通安全街頭指導

前橋東



自転車マナーアップ運動

前橋



自転車マナーアップ運動

安中



高齢者交通安全教室

富岡



高齢者交通安全教室

藤岡



交通安全街頭指導

大泉



交通安全ショッピング作戦

太田



高齢者交通事故防止啓発

伊勢崎



交通安全街頭啓発

渋川



女性部員交通安全教室

桐生



交通安全街頭指導

館林



パトロール引継式

西吾妻



交通安全街頭指導

吾妻



交通安全店頭キャンペーン

沼田



交通安全街頭指導

交通安全協会では、皆様の会費によって様々な交通安全活動を行っています。交通安全協会へのご入会をお願いいたします。